

2025 年度

事業計画書

一般財団法人 全国競輪選手共済会

方 針

我が国では、エネルギー価格の高騰や物価高などの影響により、個人消費は節約志向がみられるものの、雇用者への賃金引き上げに前向きな姿勢を示す企業も多くあり、インバウンドや停滞していたサプライチェーンが復活しつつあることから経済の自律的な循環メカニズムは整い、景気は緩やかに回復に向かっている。

しかし、新大統領を迎えた米国の他国に向けた経済政策や中東情勢の不安定化による原油の供給懸念が、今後の日本経済及び世界経済の先行きに不透明感を漂わせている。

競輪界の現況については、インターネット投票の利用者が継続して増加傾向にあることから車券売上も好調に推移しており、2024年度の総車券売上高は前年度を上回ることが見込まれている。また、本年度から「女子オールスター競輪」がGⅠに昇格し、ナイトー開催が予定されているなど、さらなる競輪事業の活性化に期待が寄せられる。

本年度の共済事業の執行にあたっては、引き続き関係団体の支援と協力のもと、適正円滑な事業運営に努める。

給付事業は、近年の落車件数及び給付動向等を勘案した予算編成を行い、医療給付をはじめ、その他諸給付の適正な給付の執行に努める。

育英金事業は、障害年金該当者等の子弟に対し年金を支給し高等学校または高等専門学校卒業までの就学支援を行う。

貸付事業は、日銀の政策金利の引き上げに伴い金融機関との取り決めに基づき、本年度より一般貸付の利率を16年ぶりに引き上げることとなったが、引き続き貸金業法に則り、正会員への福利厚生の一環として適正な事業の執行に努める。

AED（自動体外式除細動器）事業は、競輪選手が競走中や練習中に心肺停止等の事象が発生した場合に即応できるよう、全国の競輪場及び自転車競技場等にAEDを設置しているが、本年度もAEDの的確な操作方法の習得を目途に、競輪選手及び関係団体職員に対して実技講習会を実施する。

日本競輪選手会からの受託業務である退職給付及び競輪選手年金に関する支給事務については、本年度も適正円滑な事務処理の実施に努める。

本年度の事業概要は、次のとおりである。

1. 給付事業

給付事業は正会員が安心して競走に専念できる環境を維持するべく、日本競輪選手会をはじめとする関係団体の支援・協力のもと、競輪選手の災害補償及び福利に関する事業として行っているものである。

本年度は、競輪参加中及び競輪参加外の給付について過去の給付実績の推移と今後の動向等を勘案し、給付事業の予算については6億8,666万円を計上する。

(1) 医療給付

医療給付は、落車負傷による診療費に対する給付のため、落車件数、負傷の程度により大きく左右される。また、医療保険制度の改革の影響も受けやすく診療費もここ数年増加傾向を示している。

参加中の医療給付については、競輪開催中における競走中・訓練中の落車負傷に伴う開催地及び居住地での診療費を対象としており、過去の給付実績及び前年度の動向を勘案し、8,000件1億5,300万円の支出を見込んだ。

参加外の医療給付は、競輪開催中以外の競走中・訓練中・練習中の落車負傷及び新基準のがん治療による診療費を対象とし、過去の給付実績、発生頻度及び新基準の内容を勘案し、260件700万円の支出を見込んだ。

以上により本年度の医療給付の予算については、参加中・参加外合計8,260件1億6,000万円を計上する。

(2) 休養給付

休養給付は、落車負傷により次回競輪参加までの療養を要した期間に対して支給されるものであることから、落車件数及び負傷の程度により大きく左右される。

参加中の休養給付については、競輪開催中における競走中・訓練中の落車負傷による療養者を対象としており、過去の給付実績及び前年度の動向を勘案し、1,500件3億3,800万円の支出を見込んだ。

参加外の休養給付については、競輪開催中以外の競走中・訓練中・練習中の落車負傷による療養者に加え、新たに支給対象となったがん治療による療養者（60日以上競輪競走に参加できなくなった者）を対象としており、過去の給付実績、発生頻度及び新基準の内容を勘案し、100件1,600万円の支出を見込んだ。

以上により本年度の休養給付の予算については、参加中・参加外合計1,600件 3 億 5,400万円を計上する。

(3) 傷病見舞金給付

傷病見舞金給付は、競輪開催中の競走中及び指定練習中における落車負傷に対する傷病見舞金と、緊急措置費として入院時に必要な入院雑費、重傷者の家族招致に対する旅費及び滞在費を支給する関係から、落車件数及び負傷の程度により大きく左右される。

傷病見舞金は、本年度予定されるレース数をもとに過去の給付実績を勘案し、1,880件1,120万円を見込んだ。緊急措置費については、過去の給付実績と症状重篤者の発生を勘案し、630件130万円を見込んだ。

以上により本年度の傷病見舞金給付の予算については、傷病見舞金給付と緊急措置費合計2,510件1,250万円を計上する。

(4) 障害給付

障害給付は、競走中・訓練中・練習中における落車負傷により、身体に一定の障害が残った場合に、残存障害の程度に応じた障害給付が支給されるものであることから、重度障害・中度障害・軽度障害に該当する者について、過去の給付実績及び前年度の動向を勘案し、下記の障害等級を見込んだ。

① 障害一時金・障害見舞金

参加中の障害一時金及び障害見舞金は、競輪開催中の競走中・訓練中の落車負傷が対象となっており、中程度障害に対する障害一時金（第6級～11級）の該当者を6名、軽度障害に対する障害見舞金（第12級～14級）の該当者を225名とし、参加中231件6,900万円を見込んだ。

参加外の障害一時金及び障害見舞金は、競輪開催中以外の競走中・訓練中・練習中の落車負傷が対象となっており、軽度障害に対する障害見舞金（第12級～14級）の該当者を8名とし、参加外8件270万円を見込んだ。

以上により本年度の障害給付の予算については、参加中・参加外の合計239件7,170万円を計上する。

② 障害年金

障害年金は、重度障害者（第1級～第4級及び第5級の一部）に、退会後の自立及び生活安定資金として支給するものである。

本年度は、障害年金受給者25名7,745万円を見込んだ。

(5) 分娩給付

分娩給付は、正会員又は正会員の配偶者が分娩（死産・流産を含む。）したときに支給されるものである。

本年度の分娩給付の予算は、前年度の給付実績と今後の動向を勘案し正会員の分娩を10件100万円、正会員の配偶者の分娩を50件100万円とし、合計60件200万円を計上する。

(6) 遺族給付

遺族給付は、正会員が競輪選手在籍中に死亡した場合、原因別区分（競走中・訓練中・練習中・それ以外）に基づき、正会員の遺族に対し支給されるものである。

本年度の遺族給付の予算は、原因別区分に基づき、競走中1名7,500万円、その他2名1,000万円、計3名8,500万円を計上する。

(7) 遺体輸送給付

遺体輸送給付は、正会員が原因別区分（競走中・訓練中）に死亡した場合に、開催地から居住地までの遺体輸送にかかる費用が給付されるものである。

本年度の遺体輸送給付の予算は、原因別区分の競走中に死亡した場合の輸送費として1件50万円を計上する。

(8) 障害特別見舞金

障害年金施行前に重度障害になった者へ見舞金として支給される障害特別見舞金の受給者は、現在5級に該当する者2名である。

本年度の重度障害者に対する障害特別見舞金の予算は、受給者2名96万円を計上する。

2. 競輪選手オリンピック年金事業

競輪選手オリンピック年金事業は、正会員がオリンピック競技大会(自転車競技トラック種目)に参加し第3位までに入賞した場合、その功績に報いるため年金を支給するものである。

本年度は、競輪選手オリンピック年金の受給者2名分168万円を見込んだ。

3. 育英金事業

育英金事業は、正会員が死亡又は負傷等により障害年金に該当した者の子弟を対象に「幼稚園から高等学校または高等専門学校」まで育英年金と一時金を支給することにより生活を安定させ、かつ、社会に有用な人材を育成することを目的としている。

本年度は、育英年金継続者15名に新規該当者3名を見込み、合計18名576万円、また、育英一時金4名50万円の合計626万円を計上する。

4. 貸付事業

貸付事業は、正会員の臨時の支出に対する資金の貸付を一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付の区分により行い、正会員及びその家族の生活の安定を図ることを目的としている。

一般貸付は、正会員が居住する家屋等の購入もしくは改築、練習用自動車の購入、正会員の転居、正会員又は家族の負傷疾病による療養その他の事由により貸付が必要となった者に対し、貸付事由に応じて貸金業法の総量規制及び退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける。

本年度の一般貸付は住宅関係によるもの12口、練習用自動車の購入及びその他の貸付事由によるもの130口、合計142口の貸付を計上する。また、一般貸付は本会が金融機関から借り入れた資金を正会員に貸し付けることから、その貸付利率については金融機関との協議を行い、2025年度の利率については4月から年利1.625%とする。

罹災貸付は、正会員が現に居住している家屋が火災又は水害等による被害を受けた場合に、その被害の程度に応じて退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける。特別罹災貸付は、正会員の居住している地域が激甚災害法の指定を受けた災害等により被害を蒙っ

たときに、退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける制度である。これらの貸付については本会の資金を充てていることから、利率については現行どおり年利1.2%とする。

一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付の貸付金の回収処理は、競輪参加時はJ K Aの電算処理システムに委託、退会時に貸付残額がある者については日本競輪選手会から支給される退職給付金から清算することにより本年度も完全な回収を図ることとする。

5. A E D事業

A E D事業は、公益目的支出計画に掲げる実施事業として、心肺停止等の緊急事態発生時に即応できるよう、すべての競輪場と主に正会員が利用する自転車競技場にA E Dを設置している。

本年度も引き続き、当該設置場所のA E D管理者（競技実施法人開催地担当及び日本競輪選手会支部等）と連携し、定期的な点検確認報告を受けるとともに、本会職員を逐次派遣し、その設置状況及び管理状況について実態把握に努める。

さらに、緊急救命時の迅速な対応が行えるよう、正会員及び競技実施法人開催地担当者等への習熟を図るため、A E D管理者を通じ希望を募り、A E D講習会を実施する。

6. 受託事業

退職給付及び競輪選手年金事業については、日本競輪選手会から支給に関わる事務を受託し適正円滑な給付事務処理を行う。

7. 会 議

本会の運営に関する重要事項を審議決定し、また執行状況について審査を受けあるいは業務を適正に執行するため、必要に応じ次の諸会議を開催しまたはこれに参画する。

(1) 主要会議

- ① 理事会
- ② 評議員会
- ③ 監査会

- ④ 共済制度改善委員会
- ⑤ 給付審議委員会

(2) その他の会議

- ① 関係団体との業務打合せ会議
- ② 業務受託者との連絡会議
- ③ 専門医との連絡会
- ④ その他必要な会議

(3) 参画する会議

- ① 選手制度及び共済制度等に関する会議
- ② 日本競輪選手会本部・支部研修会

8. 広報活動

広報活動については、共済事業に関する周知啓もうを図るため、共済会設立以来の事業改正内容及び変遷を記載した「共済会の概要」や給付事業内容を具体的に説明した「共済会の手引」を発行する。

また、ホームページにおいて予算・決算、本会の概要、セカンドキャリアに関する情報提供及びAED事業を公開していく。

9. 調査統計資料の作成

調査統計資料は、共済事業の実態を把握し統計的に集計したものであるが、将来における共済事業の動向を見極め、公正安全な競走を行う上からも貴重な資料となる。本年度も、過去における共済事業の経緯・給付実績を示した推移統計表及び前年度の各給付を集計した「共済事業調査統計表」を作成し、各関係団体に配付する。

10. 業務委託契約者との連携

共済事業を適正円滑に処理するため、本年度も競輪参加中に関わる業務は競技実施法人に、居住地扱いに関わる業務は日本競輪選手会にそれぞれ業務委託し、共済事業を迅速かつ適正に運営できるよう万全を期す。

また、共済事業内容の周知徹底を図るため競技実施法人及び日本競輪選手会の共済会業務に携わる事務担当者を対象に事務連絡会を開催し、日常業務の諸問題について意見交換を行い適正かつ円滑な事務処理に努める。

11. 職員の研修

本会事業の中にあって、給付関係業務は専門的な知識が要求される部分があることから、随時専門医を招へいし給付審査上における問題点の解消等知識の向上を図り、事務処理を適正に進める。

さらに、職員を競輪場等に随時派遣し、現場業務の実態を把握させる等、資質及び実務の向上を図る。

12. 退職選手職業指導委員会

選手引退後の就職状況に関するアンケート調査を実施するとともに、セカンドキャリアサポートとして退職した競輪選手の雇用に積極的な企業を開拓し、本会ホームページあるいは日本競輪選手会支部を介してその情報を提供していくことに努める。